

基準 9 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

仮設建築物（使用期間が6箇月以内のもので、かつ、専従監視員が常駐しているものに限る。）で、定期的に巡回するなど容易に火災を覚知できる措置を講じ、かつ、次に掲げる消防用設備等に応じ、当該各号に定める代替措置を講じたときは、令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び非常警報設備を設置しないことができる。

(1) 屋内消火栓設備

当該仮設建築物に適応する大型消火器を、規則第7条第1項の規定の例により設置

(2) 自動火災報知設備及び非常警報設備

音響装置が付置された携帯用拡声器を、火災の発生を有効に報知できるよう設置